

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 0 号

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する
規則

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 3 9 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 4 経験年数換算表（第 4 条第 5 項関係）				別表 4 経験年数換算表（第 4 条第 5 項関係）			
経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考	経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、政府関係機関職員、外国政府職員又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としてその職務にその経験が直接役立つと認められるもの（常勤勤務又はこれに準じた勤務に服する者に限る。）	1 0 割	他の職員との権衡を著しく失する場合は、「1 0 割以下」とすることができる。	／国家公務員／地方公務員／公共企業体職員／政府関係機関職員／外国政府職員／}としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	1 0 割以下	
	その他のものの	1 0 割以下	<省略>		その他のものの	8 割以下	<省略>
				民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	1 0 割以下	
					その他のものの	8 割以下	

<省略>				<省略>			
その他の期間	職員として	10割		その他の期間	教育、医療	10割	
	の職務にそ	以下			、研究等の	以下	
	の経験が直				職務で直接		
	接役立つと				関係がある		
	認められる				と認められ		
	もの				るもの		
					技能、労務	5割以	
					等の職務で	下	
					関係がある		
					と認められ		
					るもの		
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。